

### 「大鼓金春流」考(下の一) : 金春三郎右衛門家の歴代、他

オモテ, アキラ / 表, 章

---

(出版者 / Publisher)

法政大学能楽研究所

(雑誌名 / Journal or Publication Title)

能楽研究 : 能楽研究所紀要

(巻 / Volume)

26

(開始ページ / Start Page)

83

(終了ページ / End Page)

126

(発行年 / Year)

2002-03-30

(URL)

<https://doi.org/10.15002/00020567>

# 「大鼓金春流」考（下の二）

——金春三郎右衛門家の歴代、他——

## 表章

本稿は本誌23号(99年3月)と25号(01年3月)に掲載した同題の論考の《上》《中》の続きである。《上》は、「一初代の祖父と父と兄弟と」(1 初代の祖父金春弥七郎喜家のこと)(2 初代の父金春又右衛門重家の事績)(3 初代の兄弟たち)、「二初代から四世までの金春三郎右衛門」(4 初代金春三郎右衛門(三助)氏則)(5 二世金春三郎右衛門(三助)信勝(宣勝)「6 三世金春三郎右衛門(三助)勝氏」(7 四世金春三郎右衛門(伝蔵・三助)繁元(清勝)の諸項から成り、《中》は「三 五世から七世までの歴代の事績」(8 五世金春三郎右衛門(辰三郎・三助)盛敏)(9 六世金春三郎右衛門(五郎兵衛)盛勝)(10 七世金春三郎右衛門(辰三郎・三助・弥門)宣玄)の諸項から成る。《下》は、「四 八世と九世の事績」(11 八世金春三郎右衛門(伝蔵)(12 八世の養子金春三助)(13 九世金春錦蔵)、「五 加賀藩の金春伝蔵家の歴代と敷村家」(14 金春伝蔵家の歴代)(15 金沢の敷村家)、「六 広島藩の大鼓金春流の両家、その他」(16 金春市左衛門家の歴代)(17 広島金春別家の歴代)(18 齊田姓の人々)、「付1 大鼓金春家の略系譜、付2 大鼓金春流略年表」の諸項から成る。今回分(下の二)には四・五を収め、六と「付」は次回(下の二)に回す。五以後の内容が予告と違うのみならず、《上・下》の形の予定だったのを《上・中・下》に変更し、その《下》をまた分割するなど、見通しが悪くて予定変更が重なったことをお詫びする。

## 四 八世と九世の事績

八世と九世だけで一節を立てたのは、《上・下》の予定を《上・中・下》に変更したための便宜的処置で、特に狙いがあつてのことではない。「二・三・四」の三節が「金春三郎右衛門家の歴代」の名で一括できる一連の考察である。

### 【11 八世金春三郎右衛門(伝蔵)】

#### 七世と八世は従弟か兄弟か

文政九年(二六六)末に七世金春三郎右衛門改め弥門の名が『触流し御能組』から消えてほぼ一年を経た文政十年十月五日の江戸城奥能で、《乱》の大鼓を「伝蔵」が打ち、その名に『触流し御能組』は「初」と肩書きしている。江戸城での初役が習い事の《乱》なのは他に類例が皆無か希有のはずで、彼がすでにかなりの経験を積んだ若くはない役者だったことを推測せしめる。その「伝蔵」は、二世三郎右衛門の三男伝蔵が元禄七年に前田綱紀つなりのりに召し出されて以来加賀藩の大鼓方となった大鼓金春分家の歴代の通称であった。初代伝蔵が本家に戻って四世三郎右衛門になったため、その弟が二代目を襲名したことは、四世について考察した二七に資料H・Jなどに基づいて述べた(《上》85〜90頁)。

この家については別節にまとめて考察するが、世代交替の時期などに不明の点は残るものの、歴代が加賀藩の江戸での御手役者として活動し続けていた。その何世か(六世?)が、七世三郎右衛門死去の後に本家を継承し、当初は加賀藩御手役者時代からの通称「伝蔵」の名で江戸城での能に出演したに相違あるまい。『触流し御能組』が「伝蔵」と記録しているのは、右の《乱》の分と、同年十月二十二日の本丸での日光門跡饗応能(《鶴亀》で「表初」と、十一月九日

の西丸慰み能(葛城)だけで、翌文政十一年の謡初からは「三郎右衛門」になっている。それが伝蔵からの改名で、同年以後の三郎右衛門が八世であることは、能楽資料集成11『重修猿楽伝記』所収の「天保十四年金春座分限帳」に左のごとく記されていて明らかである。

一 御扶持方五人扶持  
御配当式拾石 大鼓

金春弥門従弟 伝蔵事  
金春三郎右衛門  
卯七十一

〔資料R〕

これによれば、伝蔵改め八世三郎右衛門は、七世弥門(前名三郎右衛門)の「従弟」だった。天保十四卯年(一八四三)に71歳であるから、生れは安永二年(一七九三)になり、安永三年生れの七世より1歳年上である。この年齢に疑義があり、実はこの年に75歳だったことは後述するが、しばらく表向きの届け出年齢らしい「卯七十一」に従ってゆくことにして言えば、〈乱〉で江戸城にデビューした文政十年には55歳だった。年長のイトコでも従弟と漢字で書くことが多いのは今も同じで、別におかしくはない。養子が養父より年長であるケースも、喜多五世十太夫恒能の家督を兄の七太夫成能が継いだ例や、十五世観世大夫元章の養子で一週間だけ十六世観世大夫だった三十郎章学あきのりの家督を元章の弟で章学の叔父にあたる分家の織部清尚きよなお(章学より14歳年長)が継いで十七世観世大夫になった例を指摘できる。問題は先に(《中》52頁)引用した資料P(『安住行状之大概』の文化九年の記事)に「金春三郎右衛門実兄金春伝蔵」とあることである。この三郎右衛門は弥門と改める以前の七世のことであり、伝蔵は後に三郎右衛門と改名した八世その人としか考えられない。八世が年長の点はPもRも同じであるが、両人の関係を、Pは兄弟とし、Rはイトコとしているのである。どちらに従うべきなのであるか。

この点は、別に矛盾ではない。兄弟の内の一人が父の兄弟の養子となってその家を継いだ場合などに、血統の面では兄弟であるが系譜の面ではイトコという関係になるからである。伝蔵家の系譜が不明確なので断定はできないが、

本家と分家の間で相互に養子縁組が重ねられている可能性はかなり高い。共に家芸たる大鼓の業をも伝えねばならぬだけに、本家に嗣子がなければ分家から、分家に後嗣がなければ本家から、誰かが養子となって家業を継ぐケースは、普通の家より格段と多く生じたはずである。七世と八世の間柄もそうで、兄弟の一方が養子として本家か分家かを継いでいたために、兄弟ともイトコとも記録されたものと解される。そして、伝蔵(八世)を三郎右衛門(七世)の実兄とする資料Pが、外ならぬ金春八左衛門安住の記録であり、彼が兩人を熟知する立場だったことから、兄弟説が事実で、「従弟」とするのは、系譜面を表に立ててその名義で相続したことを継承する、建前と見なすべきであろう。

血縁上の兄弟が系譜面でイトコであるためには、兩人の実父と一方の養父が兄弟の関係にあることが必要になり、六世が分家からの養子だったか、逆に先代の伝蔵が本家からの養子だったか、いずれかだったことになる(母方のイトコの縁は考慮しなくていいであろう)。そして、これは前者の可能性が格段と強いと思われる。六世が五世や七世が名乗った幼名の辰三郎ではなくて、五郎兵衛なる宿老めいた名を8歳の段階ですでに名乗っていたことを、同人について考察の中で問題にした(《中》37頁)が、その異例は六世が五世の実子ではなくて養子である場合に生じる可能性がより強いはずである。また、兄弟・イトコの関係両立には、七世と八世が共に本家・分家どちらかの子(兄弟)で、一人が他家の養子になっていなければならぬが、兄が自家を継いで弟が養子に出るのが普通であろうことを考慮すると、兩人が伝蔵家の子であるケースを想定するのがより自然であろう。本家たる六世の長男が分家の養子となり、1歳年下の弟が本家を相続したと考えるのは、一方が家元であるという両家の家格の相違からも、かなり無理なように思われる。『先祖法名扣』が六世三郎右衛門の子女を一人も登載していない事実も、六世に実子がなくて分家から養子を迎えたりとの推測を助ける。

そのように、七世が伝蔵家からの養子であったと考えるのは、文化七年(二二〇)の『猿楽分限帳』(資料N)が七世金春

三郎右衛門に「父三郎右衛門」と肩書しているのと矛盾するかにも見える。同資料の肩書が原則的には養父と実父とを区別しているかのようで、そうならば七世は六世の実子のはずだからである。だが、例えば小鼓の観世新九郎への肩書注記に「養父新九郎 実父観世惣兵衛」とあるなど、養父・実父を列記している例ほど「父三郎右衛門」などのケースが厳密に実父であるとは考えられない。生れてすぐ他家に貰われ、他家の子として育てられた場合などの届け出も「父」であつたらう。資料Nの「父三郎右衛門」の注記は、七世養子説を妨げるほどの重みは持たないと見てよからう。そうした見地から、七世は分家からの養子だったと考え、実家を継いでいた実兄の伝蔵が、弟が嗣子を定めないまま没した後に、弟の養子の形で本家を相続したものと認定しておきたい。七世自身の意志で伝蔵が後嗣に定められたことは想定しにくく、七世急逝後に周囲の人々が三郎右衛門家継続の方途を相談した結果、他に適材がなかったため分家当主たる伝蔵に本家を継がせる案が浮上し、加賀藩の承諾を経て実現した相続であつたらう。金春大夫家相続をめぐる寛政八年の七世宛の金春大夫名義の書状（《中》54頁に引用）が、そうした際の手続きの実態を教えてください。むろん伝蔵家の後嗣のことも、例えば八世の子が嗣ぐなどの形で対策が取られたはずである。

#### 加賀藩御手役者時代

さて、八世は、加賀藩御手役者時代からかなり活発に活動していたようである。伝蔵家をいつ相続したかが不明であるし、加賀藩の藩邸での演能記録が文化初年までは僅少なので記録からそこをたどることもできないが、享和二年（一八一三）二月二十八日の藩邸での囃子に、最初の〈鶴亀〉（宝生大夫）が三郎右衛門なのに続いて〈胡蝶〉（宝生権五郎）の大鼓を伝蔵が打っている（『政鄰記』）のは、当日の5番の中では軽い曲であり、後に八世となった伝蔵の可能性が高からう。彼ならば当時30歳である。それよりは15年溯る天明七年（一七九七）から寛政元年（一七九〇）にかけての伝蔵の出演記録を四種5番『政鄰記』に見いだしたが、これは先代（父）の伝蔵と見なすのが穏当であろう。〈三輪〉とか〈西行桜〉などの難曲

が含まれているから、15歳前後だった八世の担当とは考えられまい。

文化八年二月二・六・十一・十三・十五・十八日の六日間、金沢で「規式能」(加賀藩主の初入部祝賀能)が催されたことは前述した(《中》63頁)が、この時には金沢の役者だけでなく、江戸や京都に居住した御手役者も金沢に呼ばれて出演しており、金春伝蔵もその一人だった。規式能に先立つ正月十九日の城内での慰み能にすでに出演している。複数の資料(『政鄰記』もその一つ)所収の番組によって、六日間の規式能の曲目を列記すれば左のごとくで、傍線を引いた曲の大鼓が金春伝蔵の担当である。この伝蔵は当時39歳だった後の八世に相違あるまい。

《初日》翁・大黒風流・高砂、田村・羽衣・張良・祝言金札 (麻生・粟田口・米市)

《二日》翁・難波、八嶋(奈須)・熊野・春日竜神・祝言養老 (せんじ物・釣狐・蜘蛛人)

《三日》氷室・兼平・東北・道成寺・祝言右近 (餅酒・比丘貞・合柿)

《四日》白楽天(鶯蛙)・経政・吉野静・石橋・呉服 (賽の目・素袍落・若市)

《五日》竹生嶋(道者)・忠則・半部・融(酌之舞)・祝言志賀 (唐相撲・禰宜山伏・井杭)

《六日》翁・弓八幡、箆・六浦・絃上・狸々 (松脂・花子・鞠猿)

六日目はなぜか出演していないが、他は脇能か眼目の能を担当しており、大鼓では京都在住で石井流の家元だった石井仁兵衛(初日の翁・風流・高砂)や四日目の(石橋)などに次ぐ活躍ぶりである。規式能に続いて閏二月に藩主(なりな)齊広の能を見せる趣旨で催されたい五日間の慰み能でも、殿様の(邯鄲・小原御幸・安宅(延年之舞))や宝生弥五郎の(小塩)など4番を打ち、同年四月に藩公が江戸に参府した後にも、藩邸での能に殿様のシテの相手を勤めた記録が多い。『政鄰記』が文化十一年で終わるため、以後の伝蔵の活動を伝えるまとまった記録が管見に入らないが、本家を嗣ぐ直前まで江戸の加賀藩邸ではかなりの活動を展開していたであろう。前田齊広は文政五年十一月に隠居して子の

齊泰なりやすが家督を継いだが、齊泰も父に劣らぬ能好きだったから、藩邸での能はさほど減少はしなかったであろう。

### 八世三郎右衛門時代

八世が加賀藩御手役者時代の通称「伝蔵」のまま『触流し御能組』に記録されているのは、前述したように文政十年分の三度の催しだけで、翌文政十一年の謡初からは「三郎右衛門」になっている。加賀藩の役者のままで江戸城の能に出ることは当時としてはあり得ないので、まず年下の先代の養子として嗣ぐ異例の形の家督相続を認可されて出勤し、年末に三郎右衛門の襲名を認められたのであろう。

襲名後の八世の活動に格別に目立つことはないが、七世時代に顕著だった宝生との密接な縁（中）46頁参照が影をひそめ、どのシテ方とも平等につきあう傾向が強まっていることをあげておこう。たとえば、天保六年から十三年までの八年間に八世が大鼓を担当した能計37番のシテの流儀別を『触流し御能組』で見ると、

観世：9 宝生：9 金春：7 金剛：7 喜多：5

で、ほとんど片寄りがなく、シテ方の出演度数にほぼ比例する数値である。習い事もどの流儀とも相手をしている。総じて『触流し御能組』が記載する類の幕府主催の催しの数が減り（將軍の私的な催しは減っていない）、平等を旨とする番組編成が採用された結果であろうか。

右の流儀別の調査を天保六年（二八五）からにしたのは、その年から養子の三助が活動し始めているので、彼の分をも一緒に調査したいからであった。三助分に格別の成果はなかったが、例えば天保九年に八世が江戸城で演奏した能が宝生大夫の（枕慈童）1番だけなのは同年前半に健康を害していたためらしいと、二度にわたって三郎右衛門の予定が三助に代わっている記録から推測できる程度の収穫はあった。天保九年に八世はすでに66歳であり、養子の三助は20歳だった。隠居して養子に家督を譲ることが高齢の八世の脳裏に浮かんでもおかしくはない状況だったと言えよう。



先に『天保十四年金春座分限帳』の八世分を資料Rとして掲出したが、それに並んで同年に25歳の金春三助の名もあり(後掲の資料T)、部屋住の五人扶持を受ける座衆の一人であった。

その天保十四年は、四月に將軍家慶の日光社参があつたりして江戸城での能の催しが多かった年で、八世も五月二日の社参済祝賀能初日の三番目(湯谷)(金春大夫)など、能だけでも9番を打っている。三助は四月十九日の西丸能で(自然居士)(六平太)を打ち、社参済祝賀能三日目の五月九日には(翁・加茂)(金剛大夫)を担当した。晴れの能の(翁・脇能)を割り当てられているのは、その力量がかなりのものと評価されていたことを物語っている。

翌天保十五年(弘化元年)の幕府の謡初(正月三日)に、金春三助は喜多六平太の(高砂)を囃した。だがそれ以後、三助の名は『触流し御能組』に全く現れず、三郎右衛門の名は同年四月十五日以降にも引き続いて現れる。八世三郎右衛門が72歳の高齢であることと、養子三助が26歳に達していたことを重ね合わせると、謡初後に八世が没したか隠居したかして、養子三助が家督を相続し、九世三郎右衛門を襲名していた事態が想定できよう。そうならば、四月十五日以後の三郎右衛門は八世ではなく九世であることになる。同年以後に三助の名が番組に現れない理由として最も納得し易いのは右のケースである。実は以前にはそう考えて、例えばその5年後の弘化五年(嘉永元年)の宝生大夫江戸勧進能で(老松、杜若(沢辺ノ舞)、綾鼓、住吉詣、唐船)の5番(と(翁))を打った金春三郎右衛門をも、76歳になる八世ではなく、家督を継いで三助を改めていた九世と考えるのが妥当と判断したりしていたのである。

だが、その推測に疑問を抱かせる記録があつた。嘉永三年(二五)五月九日の家光二百回忌法事済日光門主饗応能の際に、金春三郎右衛門が紫調を認可されているのである。これは『触流し御能組』の当日の番組(翁・竹生島)が三郎右衛門)の末に「紫調御免 金春三郎右衛門」と特記していることで、『続徳川実紀』にも「この日猿楽金春三郎右衛門は大鼓出精によて紫緒をゆるさる」と記されている(十一日の記事の後に誤入)。恐らくは幕府による囃子方への紫

調認可の最後の記録がこれであろう。この三郎右衛門が右の推測のように九世（天保十四年に25歳だった金春三助）ならば、32歳で紫調の榮譽を受けたことになる。いかに技量が優れていたにしても、32歳の紫調免許は早過ぎる。三世三郎右衛門が26歳の若さで紫調を許された前例は、五代將軍綱吉の横紙破りの所産であり、しかも綱吉に預けられた鼓を使用する場合に限るとの条件付きの紫調だった（《上》77・78頁参照）。太鼓の観世左吉重治が元禄六年に36歳で認可された例もあるので、32歳での認可が絶対あり得ないとは言わないが、可能性が極めて小さいことは否定できない。

一方、八世が活動を続けていてこの年に紫調を認可されたとすると、79歳の高齢になってしまう。そんな高齢になつてから紫調を認可された例は他にないと思われるし（四世は44歳、五世は61歳で認可。大鼓の大蔵源右衛門が64歳で慶安元年に家光から認可された〔四座役者目録〕のが、管見では最高齢）、彼がこの年まで生存していたことを明示する資料も確認できない。こちらにも難点があるわけで、嘉永三年に紫調を認可された三郎右衛門は八世なのか九世なのか、判断に悩んでいた。

その疑問を解決してくれたのが、前回に紹介した金春康之氏御教示の新資料たる広島藩大鼓方金春市左衛門家伝来の『先祖法名扣』の最終項に位置する左の記事である。

嘉永三庚戌年  
智成院圓譽道貫居士  
十二月廿一日

八代目金春三郎右衛門泰  
行年八拾三歳  
紫調御免

〔資料S〕

これによれば、八世は嘉永三年の歳末まで健在だったのである。そして彼が「紫調御免」を受けたと、八世没後さほど隔らない頃に右の記事を追記した後裔の誰かが明記しているのであり、これは十分信頼できる。八世は紫調認可の榮譽を受けた年の歳末に没したのであった。嗣子にする予定だった養子三助がなんらかの事情で家業を継げなく

なったため、八世は引退したくともできず、別に迎えた養子の錦蔵の成長を待って、高齢の身に鞭打っていたのであろう。類例がない程の高齢になっての紫調認可も、83歳でなお第一線で活動する精励ぶりを褒美してのことだったらしい。『続徳川実紀』が「大鼓出精」を理由としているのがそれを示していよう。三助に次ぐ二人目の養子の錦蔵は、八世とは70歳以上も年齢差があり、嘉永三年十二月十八日に本丸奥能の〈忠度〉で江戸城の能に初出勤した。時に12歳で、八世の没する三日前だった。八世は曾孫ほどに年の離れた後嗣の初出勤を見届けて永眠したことになる。

八世の死は急死だったと思われる。『触流し御能組』で見ると、八世の江戸城での出演記録は、紫調を免許された嘉永三年五月九日の〈翁・竹生島〉の後に、五月十五日に本丸奥能で金剛大夫の〈吉野静〉を打ち、九月五日の徳川吉宗百回忌法会済日光門跡饗応能で喜多六平太の〈乱〉を打って終わっている。23年前に伝蔵の名で勤めた江戸城での初役が奥能での〈乱〉だったことが想起される。さらに十二月二十一日(それが八世の忌日)の西丸奥能の金春八左衛門がシテの〈藤永〉の大鼓に三郎右衛門が予定されていたのが線引き朱訂の形で(清水)助五郎に変更されており、翌年正月三日の謡初の〈東北〉も同様に三郎右衛門から(高安)三太郎に変更されている。番組編成後の急病または急死だったがため、代役起用が『触流し御能組』に痕跡を残したに違いあるまい。重病がわかっていれば番組作成時に当然出演を予定しないはずである。謡初などの表能は数ヶ月前から、西丸能など内々の催しも1ヶ月ほど前から番組編成にとりかかるのが常だったようであるから、八世は十二月上旬までは元気だったのであろう。それにしても、待ちに待ったであらう後継者の江戸城初出演の三日後に大往生を遂げるというのはいささか話がうま過ぎるので、実際にはもっと早く没していたのを秘し、後嗣錦蔵の初出勤後に死んだことにして届け出たのではないかと疑ったりもしたが、そうではなく、嘉永三年十二月二十一日が実際の忌日で、3年後の嘉永六年後半になって八世の死を幕府に届け出たらしい。後の考察でそのことに言及するであらう。

なお、資料Sが嘉永四年に没した八世の行年(享年)を「八拾三歳」とするのは、天保十四年の資料Rが自己の年齢を「七十一」と報告している(それだと嘉永四年には79歳)のと四年もズレがある。過去帳の類には実際の没年月日や享年が記録され、由緒書などの届け出には表向きの年齢が書かれることが多いので、伝蔵家から本家に移った際の願い出に際して実際より四つ若い年齢にしたため、資料Rなどがそれを踏襲したもので、83歳没が事実であろうと推測はできるが、それを証明する資料がなくてはなるまい。その資料を容易に求め得なかつたが、後に伝蔵家の歴代の事績を調査する過程で、加賀藩に残る伝蔵時代の記録の年齢書が享年83歳説と合致することに気づいた。それは六世伝蔵についての考察の中で紹介するが、八世三郎右衛門の届け出年齢は4歳若く偽ったものであることが明白なのである。生れは明和六年(一七六九)だし、これまで書いてきた年齢はみな4を足さなくてはならない。

また資料Sの下部注記第一行の末が「秦」で終わっているのは、そこに諱を書き入れるつもりで果たさなかつた形であろう。他にも資料がなくて、八世の諱は不明である。法名は右の形で、「〇〇院△誉道□居士」の形が四世以後の歴代の法名の定形だった。実子や妻についての伝えもない。

江戸城以外でも、加賀藩や尾張藩の江戸藩邸での能に八世もしばしば出演したであろうが、両藩の江戸末期のまともった演能記録がないようで、具体的な指摘ができない。高知県立図書館蔵の『諸家能組(甲)』の卯年(天保十四年)三月十五日の松平安芸守殿(広島藩主浅野齊肃なりたか)での催しに、(金春)三郎右衛門が(鉢木・車僧)を打っているのが、八世の他所での出演記録で年月日の判明する希有の例である(三冊ある『諸家能組』の各冊に三郎右衛門の出演記録が10例以上あるが、それらは年月を確定できない。みなどこかの藩の江戸藩邸での演奏である)。同じ催しで(金春)伝蔵が(加茂物狂・枕慈童)を打っており、分家たる金春市左衛門家を召し抱えていた広島藩の藩邸には、三郎右衛門家も伝蔵家も昔から出入していたのであろう。この伝蔵は、八世が本家を嗣ぐため加賀藩を離れた後に伝蔵家の家督・通名を継承

した人物のはずで、八世の実子かも知れない。後掲の資料Vによれば九世の錦蔵の実父が加賀藩の金春伝蔵であり、浅野藩邸で八世三郎右衛門と一緒に出演した伝蔵がそれと同人の可能性が高そうである。

## 【12 八世の養子金春三助】

金春三郎右衛門家の歴代に数えるべきか否か、最後まで迷ったのが八世の養子の三助である。最終判断としては世代に加えないことにしたが、加える立場もあり得る人物なので、一項に立てて考察しておこう。

「天保十四年金春座分限帳」には、資料R（八世金春三郎右衛門分）に続いて、左のごとくある。

### 一 御扶持方五人扶持

養父金春三郎右衛門  
実父安川長蔵

金 春

三 助

卯 廿五

〔資料T〕

これによって、天保十四年に25歳だった金春三助が金春三郎右衛門（八世）の養子で、家元格三役嗣子の部屋住時代の通例の扶持だった五人扶持を頂戴する金春座衆だったことが知られる。逆算して文政二年（一八一五）生れになる。実父の安川長蔵については不明で、演能記録調査研究グループ（代表者 表章）が平成12年4月にコピーで頒布した『近世能役者研究の基礎資料―翻印四十種と総合名鑑二種―』を検しても、安川姓の能役者は元禄十年刊『能之図式』に京都在住の狂言方として安川平兵衛の名が見えるだけである。

天保六年（一八三五）五月十八日の本丸奥囃子で金春大夫の（養老）を囃したのが、この三助の『触流し御能組』での初出記録であるが、なぜか「初」の注記はない。番組末の「初而役儀」の注記は別人の名を書くのみであるから、それ以前に江戸城で初出勤した分の番組が『触流し御能組』に落ちているのであろうか。天保六年は17歳である。同年十月

十八日の日光准后饗応能で金春大夫の〈淡路〉を養父の代役で打ったのが表能での初出記録なのに、これにも初役の注記がない。奥能分・表能分ともに初役の注記がないのは、別の名で初出勤したとかの脱落以外の事情の存在を思わせるが、『触流し御能組』の先行する番組にそれらしい名は見えない。

養父が健在で部屋住時代が長かったので出演の機会はさほど多くないものの、ほぼ順調に活動を続けていたかに見える三助なのに、天保十五年の江戸城謡初に喜多六平太の〈高砂〉を囃した後、プツツリと活動記録がなくなる。八世が没して三助から三郎右衛門に改名したための現象かと疑ったが、八世が嘉永三年（一八五〇）まで活動して同年に紫調を認可されたりしたことは前項に述べた通りである。三助が病気になったとか死んだとか廃嫡されたとかの記録も皆無である。弘化四年（一八二七）出雲寺万次郎刊の武鑑が三郎右衛門・三助を並べて掲出しており、まだ三助が健在だったことを思わせるが、文久元年（一八六一）同人刊の武鑑にも兩人が列記されているほどで、前版の記事をそのまま転載することの多い武鑑の記事はとうてい信用できない。弘化五年（嘉永元年）の宝生大夫勸進能でも、三郎右衛門は出演しているが三助の名は番組にない。嘉永三年からは八世と交替する形で次の金春錦蔵が活動しているが、その錦蔵の経歴書たる後掲の資料Ⅴは、養父を三郎右衛門、養祖父を弥門としており、弥門が七世なので、養父とされる三郎右衛門は八世に相違なく、錦蔵は自身が九世と考えていたことになる。一方、三助が大鼓金春家の家督を継承した明証はないから、三郎は廃嫡または離縁されて天保十五年以後に金春家を離れたか、長患いしたまま没したもので、家督は八世から直接錦蔵に伝えられたと考えるのが妥当のように思われる。

だが、その判断の妨げとなる材料もある。一つは、資料Ⅴが錦蔵の家督相続を「嘉永六丑年十一月十七日」としており、それは八世の死から3年を経ていることである。相続の空白が3年にも及ぶことは通常ないはずで、その間に誰かが家督を相続していることが当然想像される。八世の養子だった三助以外にそれは考えられず、相続したのなら

三郎右衛門を襲名したろうから、資料Tの養父は三助が改名した三郎右衛門と解されることになろう。

また、養子三助が相続して三郎右衛門を襲名したことを示す決定的材料とも見える別の資料も存在している。般若窟文庫蔵の「金春座御役者性名書」と表紙中央に題記した仮綴小型横本がそれで、表紙題記の右に小字で「嘉永六丑年四月廿六日／西丸江書出ス 観世大夫方 申来ル／則如此 本紙美濃紙江認め遣ス／扣も美濃紙也 都合式冊観世／大夫方江遣ス」と執筆経緯が記されていて、金春錦蔵が家督を継承する直前に金春大夫が観世大夫を経て幕府に提出した文書の控であるが、それに、

両御丸奥詰

大鼓 金春三郎右衛門

〔資料U1〕

三郎右衛門伴

同 同 錦 蔵

〔資料U2〕

(大鼓) (金春) 前髪

と両人の名が列記されているのである。これによって、嘉永六年当時、本丸・西丸の両方の奥詰を命じられていた金春三郎右衛門が健在だったことが知られる。八世は三年前に没し、金春錦蔵は元服前の「前髪」で家督相続以前なのであるから、八世没後に養子の三助が相続して三郎右衛門に改めていたと考えざるを得まい。そう考えて、七世が金沢に建立した「日東秦氏之墓」に関連して『北国新聞』に載せた一文(中巻48頁参照)でも、次の錦蔵を三郎右衛門家の十世として同家の終焉を解説していた。活動記録がないことよりもUの存在を重視したのである。

だがその後、『触流し御能組』の嘉永四・五・六年の催しに金春三郎右衛門の名が現れないのみならず、同書が記載しない將軍周辺の内々の催し(奥詰の役者が將軍父子やその近臣ら素人の相手をするのが常で、奥詰役者の重要な職務)にも三郎右衛門が全然出演していないことを確認し、Uの記事を疑わしいと考えるようになった。嘉永六年に金春大夫(広成)が西丸に提出した文書の控であることは確かであるが、金春大夫が書いた内容に作為が加わっている惧れがあ

ることに気づいたのである。

さいわい嘉永年間は、梅若六郎氏蔵の『御本丸西丸奥御用控』（嘉永四年（慶応）や鴻山文庫蔵の『尾上家蔵番組集』（嘉永三（安政三年））によって、江戸城での内々の催しの詳細な番組が把握できる時期である。それらを検すると、嘉永三年までは七世の名があるのに、嘉永四年以後は三郎右衛門の名が全然現れない（『尾上家蔵番組集』は表能番組も収めており、その嘉永四年十二月十八日の本丸能の番組では（張良）の大鼓が「三郎右衛門」になっているが、それは「（高井）兵右衛門」の誤写であることが『触流し御能組』によって確認できる）。また両書や他の資料が、奥詰なる職務が似た名の「常詰」とは違って世襲されるのではなく、実際の働き手が簡拔され、見聞したことを口外しないなどの誓約書を提出して就く仕事であって、江戸城で七年間も出演していない役者が家督を相続したからといってすぐに奥詰を命じられるはずがないことを思い出させてくれた。資料U1の金春三郎右衛門は、三助の後身ではなく、嘉永三年に没した八世であって、その死が秘匿され、届け出をしていない段階に書かれた資料なのではなからうか。そう考え直して、錦蔵は十世ではなく九世だったと、意見を変更したのである。

右に検討した三助の家督相続をめぐる二つの解釈を要約すれば、次のごとくである。

八世の養子だった三助は、天保十五年の謡初出勤後に病氣療養のため長期欠勤せざるを得ない状態になったが、生き永らえ、鼓は打てないため錦蔵を養子にし、孫が八世を嗣ぐ形を用意していた段階で八世が嘉永三年暮に没したため、翌年に三助が33歳で一旦家督を相続して三郎右衛門と改めていたもので、一度も舞台に復帰しないまま、錦蔵の元服を待つて隠居した、と考えるのが一つの立場であろう。八世の養子三助が一旦は家督を嗣いで錦蔵に渡したもので、錦蔵は十世にあたると見ることになる。また、錦蔵が八世の生前にすでに活動し初めているのは、三助が死亡・廃嫡・離縁などのためすでに嗣子ではなくなり、八世が新たに錦蔵を養子に迎えたからで、錦蔵は三郎右衛門家の九



世であると考えられる立場もあり得る。この場合は、八世の死去から錦蔵の相続までの三年間の空白について、幕府が特例を認めたとか、八世の死を三年間は秘密にしておき、元服・相続の後に届け出る形を採用したとか、なんらかの説明を用意しなければならぬし、嘉永六年の「金春座御役者性名書」が三郎右衛門の名を並べるのは喪を秘す立場を守っての措置と受け取るようになる。

右の二つの立場のいずれを採るべきかについて検討した結果、錦蔵自身が資料Vで七世を祖父としている事実を尊重し、「八世の養子三助は家督を嗣いでいない、錦蔵は九世である」との立場を採ることにした。家自体の伝えを優先したということである。天保十五年から七年間も活動していない三助が家督を相続したと考えるのが甚だ無理であること、嘉永三年に伝蔵が12歳で江戸城での初出勤を認められたのは、当主たる八世の嗣子と目されていたからと考えるのが素直であろうこと、嘉永三年暮に八世が没したと伝えるのは家の伝えであり、事が過ぎてからの家の系譜類には表向きではない実際の没年月を記すことが多く、嘉永三年十二月二十一日没説が幕府に届け出た日付ではなくて、嘉永六年まで八世の死が秘されていた可能性は十分あり得ること、などを勘案しての選択である。数年前に観世流の山階家の系譜を調査した際（『観世』平成13年4月号）に、同家六世弥七郎久舊が実際には安永三年十月十日没なのに、後継者選びが進捗した後の安永五年十一月に隠居願を出し、相続終了後の六年十月に死亡届を出している例や、同家八世弥右衛門則定から九世瀧五郎忠泰への相続の場合は、文化八年三月八日没なのに6年間もそれを隠し、文化十三年にまだ6歳の養子を10歳と偽って相続させ、十四年二月八日に病死したように届け出ている例がある事を知るなど、江戸期の能役者の家督相続の実態についての認識を新たにすることも、右の選択に大きく影響している。山階家の場合、公儀に提出した由緒書と自家の過去帳と、両資料が共存していて、実態と届け出との食い違いを明確に教えてくれたのである。

『先祖法名扣』は文政九年の七世分から嘉永三年の八世分に飛んで終わっており、八世の養子三助の法名はむろん含まれていない。彼の没年月日も享年も不明である。

### 【13 九世金春錦蔵】

九世とすべきか十世とすべきかに迷った金春錦蔵は、嘉永三年十二月十八日の本丸奥能の〈忠度〉で江戸城初出勤を果たした際の『触流し御能組』の番組の末の、「初而役儀被仰付」の注記に、「金春錦蔵十二才」と年齢が添えられていて、天保十年（一八三九）生れと知られる。嘉永四年二月廿九日の公家衆饗応能の〈祝言高砂〉が表能の「初」出勤、五月二十二日に西丸奥囃子・一調の催しで〈巻絹〉を囃したのが「西丸初」で、『触流し御能組』の番組の末の初出勤者六人の連名の所には「三郎右衛門伴」と肩書注記がある。八世三郎右衛門は前年末に没したが、前述したごとくその死はまだ秘されていたはずである。「伴」は実子・養子を区別しない用法で、錦蔵は養子だった。慶応二年（一八六六）の「能役者分限帳」（『能楽』明治36年10月号掲載分）に左のごとくあるのが、錦蔵自身の報告に基づく彼の経歴の大筋である。国立公文書館蔵の「猿楽分限短冊」（『能研究と評論』12号〔昭和59年5月〕）に関屋俊彦氏が紹介した所収の錦蔵分がその二年前の元治元年の分で、年齢以外はすべて同内容である。

御扶持方六人	大鼓	本国大和	養祖父	弥門
配当米廿七石	生国武蔵	養父	三郎右衛門	
嘉永六丑年十一月十七日家督被仰付		実父	松平加賀守殿家来金春伝蔵伴	
御暇ノ時白銀五枚被下		金	春	錦
拝領屋敷神田松下町三丁目				蔵
				二十八歳

〔資料V〕

これによると錦蔵は加賀藩扶持の江戸在住の御手役者で三郎右衛門家の分家たる金春伝蔵の子であった。実父伝蔵は、伝蔵家の何代目かの当主だったが弟の家督を嗣ぐ形で文政十年(一八二七)に本家に入った八世金春三郎右衛門の後嗣のはずで、天保十四年に広島藩邸で八世と一緒に出演して(加茂物狂・枕慈童)を打った伝蔵(93頁参照)が父と思われる。八世の実子か養子かであったろう。従って錦蔵は八世の孫にあたるわけで、形は養子ながら実態は嫡孫承祖と同様の相続だったことになる。「養父三郎右衛門」と記されたのが八世であり、「養祖父」とされている「弥門」は七世が晩年に三郎右衛門から改めた名であった。六人扶持・配当米二十七石は初代の三郎右衛門以来の同家の禄高である。神田松下町の拝領屋敷は三世の時に拝領した長富町分と同じ場所であろう。内神田の一角の町名が変わったらしい。天保十一年の「金春座屋鋪帳」(能楽資料集成『重修猿楽伝記』に翻印)によると、百四十坪のその拝領地は町人に貸し、八世三郎右衛門は湯島天神下手代町の借地の自家に住んでいた。錦蔵も同じだったろう。家督を相続した嘉永六年には15歳で、同年四月の「金春座役者姓名書」には「前髪」とされていた。相続以前に元服を済ませていたであろう。家督を相続した嘉永六年は六月にペリーが浦賀に来航し、同月に十二代將軍家慶が没した。幕末動乱の時に活動することになった九世の前途を象徴していよう。相続直後が家祥(家定)の將軍宣下祝賀能で、九世は二日目(12月6日)に(東北)、三日目(9日)に(翁・弓八幡)、四日目(12月11日)に(乱)を打った。彼が出演しなかった五日目(寺門饗応)が翌年九月四日に延引された事実が、当時の多端な状況と、それを中止できない慣行重視の風潮とを示している。その後も、例えば安政五年の催しは謡初と十二月になっての家茂將軍宣下祝賀能だけで著しく数を減じた江戸城での催しに、ほとんど毎回出演しており、九世はかなり達人だったらしい。その家茂の宣下能でも、初日(12月2日)の(翁・弓八幡)、二日目(18日)の(東北)、四日目(6年2月25日)の(江口)を担当しているし、江戸城での最後の公的な催しで『触流し御能組』の最後の記録ともなっている文久二年(一八六二)三月二十六日の日光門跡饗応能でも、宝生大夫の(石

橋)を打っている。それから6年後の明治維新には数え30歳だった。

九世が歴代の通名たる三郎右衛門を襲名しなかったのは、そうした願い出を遠慮せざるを得ない空気が当時の幕府内に強かったためではなからうか。観世大夫の三十郎清孝は通名の左近を嗣がず、喜多六平太も歴代が名乗った七大夫(または十大夫)を襲名しないまま維新を迎えた。脇方の進藤権之助も久右衛門・権右衛門にならず、宝生金五郎・喜勢太郎父子も通名の新之丞を名乗っていないなど、三役にも類例が多い。そうした現象についての発言があることを聞かないが、非常事態が続出して混乱していた幕府当局が、事務軽減のため襲名などの手続きを忌避したことは、十分あり得たと思われる。

明治維新直後、九世はしばらく東京にとどまって活動を続けていたらしい。『梅若実日記』によれば、明治二年六月四日に黒田下野守(長知)邸(旧福岡藩邸)で能が催されたが、初番の(巻絹)(シテ観世鍔之丞)と3曲目の(阿漕)(シテ梅津源蔵)の大鼓を金春錦蔵が打っている。福岡藩のシテ方で喜多流だった梅津源蔵(利春。後の只円)が上京したのに伴う催しらしく、錦蔵が梅津の相手をしたのは多分この時が初めてであったろう。前月に梅津が家元の喜多六平太能静から(道成寺・望月・石橋・卒都婆小町)の相伝を受けたことが能楽研究所蔵の『極秘能附』から知られるが、その直後の五月二十四日に六平太が急逝し、その喪が隠されている間の催能だった。同年七月二十九日の紀州藩赤坂邸での英国王子饗応能は、維新後に明治政府が国賓接待に能を採用した最初の事例として著名であるが、その催しでも初番の(弓八幡)(シテは六平太代役の喜多勝吉)の大鼓を金春錦蔵が打っている。

その三日後の八月二日には、梅若宅での稽古能に金春錦蔵が参加していた。『梅若実日記』同日の記事に、「定連皆参ル 外に金春錦蔵：来ル」とある。この稽古能は梅若実が観世鍔之丞や梅若近右衛門らと相談してこの年の四月から月三度ずつ開催した会で、梅若実筆『能組抜書』(明治元年ヨリ同三十年十二月迄)に番組が集成されているが、同書

冒頭に梅若実がこの会の由緒を略記した文にも、当初からの定連(常連)の名を挙げた後に、「其後大ツ、ミ威徳程次郎太コ金春又次郎大ツ、ミ金春錦蔵も折々ニ出ル」とあるから、九世はこの稽古能にしばしば参加したのである。ただし、この稽古能の番組は原則的には囃子方を記しておらず、番組で九世の参加を確認はできない。「梅若実日記」も、明治二年に欠席を二度(8月9日・同29日)記録するだけで、明治三年以後は錦蔵への言及がない(龐大な同日記ゆえ催しの参加者一覧の部分や年始客の名を列記した正月の記事など、要所を探しただけであるが、錦蔵の名を見ない)。

明治三年以後の金春錦蔵の動静はほとんど不明である。能楽研究所蔵の明治初期の能番組(印刷物主体で書写分も含まれ、当時の華族の旧蔵らしい。百点以上が一括)の中に、紙背の端書に「申／前田催」と墨書されていて明治五年(壬申)と見られる書写番組一通がある。この番組は古川久氏著『明治能楽史序説』所収の「五雲社規約を巡って」(『宝生』昭和42年9月号に初出)に紹介されているが(同書二七一頁)、「月日も場所も明らかでなく」とされている。しかし、冒頭に〈富有園〉なる曲名の囃子が従四位様(前田利鬯としか)。斎泰の子で旧大聖寺藩主をシテに演奏されており、富有園とは明治四年に上京した元加賀藩主前田齊泰の根岸の屋敷の別名であるから、そこでの催しに相違なく、〈岩船・箆・熊野・百萬・(一調4曲)・阿漕・春栄・須磨源氏〉と7番も続いた能の曲目から、春の頃の開催と推測される。正三位様(齊泰)・従四位様(利鬯)が2番のシテを舞った他に、正四位様・芳山様(松平容保)が小鼓、従三位様(池田茂政)が太鼓に出演しており、他の華族も出演した前田家主催の能と認定される。新作謡に相違ない〈富有園〉を謡っている点からは、根岸邸の落成披露の催しだったことも想定されよう。その内輪の催しで、錦蔵は〈箆〉(シテ千叟)と〈須磨源氏〉(シテ与三)を打っており、前田家の周辺で活動は続けていたようである。

だが、それ以後の金春錦蔵の活動記録が皆無なのである。同年三月の十日間にわたった梅若の日数能の番組を初め、明治十年以前の番組を百種以上は調査したが、どれにも錦蔵の名を見いだせない。明治八年十月刊の『諸藝人名録』

の「能狂言師」の項には住所を「善国寺谷」（神楽坂の毘沙門天の寺名が善国寺）として金春錦蔵の名が記載されているから、それまでは健在で東京に住んでいたであろう。しかし、明治八年四月三日の「下谷根岸加州隠居舞台開祝能」の番組（『明治能楽史』二七四頁以下参照）にも名がないし、十二年四月の明治天皇や皇太后・皇后の前田邸行幸啓の際の能にも出演していない。明治十四年に芝能楽堂が落成して以来の能楽復興の動きの中にも金春錦蔵の名を見ることはできないから、明治十年（一八七五）頃、40歳前後で没したのではなからうか。広島に分家の資料たる『先祖法名扣』は八世分が最後の記事で、錦蔵の法名はない。妻子や弟子のことなど、彼の周辺は一切が不明のままである。後継者が能界で活動した形跡もまったくない。

かくて、初代の最初の活動記録が現れる元和四年（一六二八）から数えて二七〇年の後に、金春三郎右衛門家は絶えた。大鼓金春流の芸統は地方に残った門流によってしばらくは続いたが、それも大正末頃までだった。同様に明治維新を契機に衰亡した家や流儀は能界に少なくない。三郎右衛門家の場合、本来は大蔵源右衛門家の弟子筋で、同家の不慮の断絶で高安と一緒に家元格に成り上がった家であり、流儀だったため、江戸・金沢・広島・水戸・名古屋など限られた地にしか玄人がおらず、裾野が狭かったことが、流儀衰亡の背景だったろうか。だが、シテ方の金剛大夫家、ワキ方の進藤家・春藤家、狂言の鷺仁右衛門家・伝右衛門家、笛の春日家、小鼓の観世新九郎家、大鼓の宝生家など、より由緒正しい旧家や裾野の広い流儀も維新後の能の荒廃期を生き残れなかった。抗し得ない時代の流れに金春三郎右衛門家も呑みこまれたと言うべきであろう。

## 五 加賀藩の金春伝蔵家の歴代と敷村家

金春三郎右衛門家には、同じく金春流大鼓を家業とする幾つかの分家があり、また弟子家があった。その主要なものについても本節と次節で考察するが、弟子家は特別の家に限定せざるを得まい。当初は予定していなかったが、思いがけず広島に分家の系譜資料にめぐり会い、それを生かすため加えることにした考察であり、三郎右衛門家についての調査ほどには力を注いでいない。判明したことだけをつなぐ程度の論になるであろうことや、本論たる三郎右衛門家歴代の考察といささか重複する面があることを、あらかじめお断りしておく。

### 【14 金春伝蔵家の歴代】

金春三郎右衛門家から分かれ、相互に養子縁組を重ねて支えあってきた家が、加賀藩に仕えた金春伝蔵家であった。まとまった由緒書の類の存在が知られておらず、演能記録も乏しくて、世代交替すら正確には把握できないが、ほぼ年代順に歴代の活動の跡をたどってみよう。なお、同家は江戸在住の加賀藩の能役者で、主たる活動の場は江戸であった。本節の題名は「加賀藩の…」であって「加賀の…」ではない。

#### 初代伝蔵

伝蔵家の初代が二世金春三郎右衛門の三男伝蔵で、12歳の時に加賀藩主前田綱紀に召し抱えられ、後に兄の三世三郎右衛門の養子となって三助と改め、兄が元禄十六年に早世したため家督を継ぎ、四世三郎右衛門となったことや、その弟(二世の四男)が宝永元年(七〇四)に加賀藩に召し抱えられて伝蔵を襲名したことは、四世について考察した中で、

当の二世伝蔵が享保十七年（七三）に藩に提出した文書の扣たる資料Jを主な資料として言及した（《上》88頁以下）。

元禄七年に12歳で加賀藩に召し抱えられたものの4年後の元禄十一年には兄の養子となった初代伝蔵のその名義での記録は、四世三郎右衛門についての考察の中では元禄十一年四月十一日の尾張藩邸での能に〈翁・白楽天〉を打ったのを報告しただけである（《上》89頁参照）が、元禄七年閏五月二十一日に〈俊成忠度〉、同二十七日に〈養老〉、七月十九日に〈東岸居士〉、同二十二日に〈祝言〉、同二十六日に〈知章〉、八月九日に〈是界〉を、いずれも加賀藩の江戸藩邸で打っていることを、加越能文庫蔵の『御能方 五』所載の番組によって後に知った。12歳の少年にしてはなかなかの力量だったことが窺える。いずれも父（二世三郎右衛門）や兄（三世）と一緒に出演で、その年に召し出されたのとの前は明らかでないが、その直後に綱紀が帰国しており、召し出し後の活動と解しているであろう。伝蔵を三助に改めた以後の活動については、四世金春三郎右衛門の項を参看いただきたい。

## 二世伝蔵

二世の伝蔵は享保十七年の資料Jに「四十七歳」と明記しており、貞享三年（六六）生れで、兄の初代伝蔵より3歳年下だった。加賀藩に召し出された宝永元年にはすでに19歳だったし、加賀宝生と呼ばれる状態を生み出した前田綱紀の能耽溺は享保八年に隠居するまで続いていたから、活動記録が多く残っていてよさそうに思えるが、当時の加賀藩江戸藩邸でのまとまった演能記録が伝存していないようで、綱紀時代の伝蔵の出演記録は僅かしか探し出せなかった。大倉三忠氏蔵『尾張藩能番組』に正徳三年（七三）五月四日の松平加賀守邸老中招請能（家継將軍宣下祝賀）の番組が記載されていて、〈翁・弓八幡・東北・祝言養老〉で老中が退席した跡の後宴分の〈祝言金札〉を伝蔵が囃しているのと、同じ資料の同年十二月十一日の尾張日向守義孝（尾張綱誠の十五男）の角筈邸での囃子に〈東北・羽衣・融〉の三番を伝蔵が囃している地味な記録を見いだしたただけなのである。松平加賀守（前田綱紀）邸での分は、兄の四世三郎右衛



門も出演しており、その補助的役割を伝蔵が担っていたことが察知される仕事ぶりである。

その兄四世三郎右衛門(すなわち初代伝蔵)から二世伝蔵は31歳の享保元年に金春流大鼓伝書の相伝を受けていた。上田市立図書館藤蘆文庫蔵の袋綴中型横本一冊(天野文雄氏教示。同氏蔵の写真による)がその転写本で、全十五丁。十丁までは舞事や出囃子や個々の曲の難所を粒と術語を連ねて説明した、玄人にとってすこぶる有用と思われる具体的な記事が続く。「習物ノ目録」約1丁を挟んで、末部の3丁半ほどは短文の故実・心得の記事約50条で、ここは他の鼓伝書にも見られる特色のない記事が主体である。末尾に

右之一卷金春先□相伝之分／不残秘密之書令進之候聊以／不可有他見候也

〔□はイの右に「是」〕

享保元年二月三日／

金春三郎右衛門 判

家脇弟子頭

金春伝蔵殿

と奥書がある。享保への改元は六月二十二日で、二月三日はまだ正徳六年であるが、転写の段階でこうした誤りや改訂はしばしば生じる。成立年次を疑問視するほどのことではあるまい。金春伝蔵の名に肩書された「家脇弟子頭」なる注記が、享保初年当時の三郎右衛門家と伝蔵家の関係にふさわしいと思われるからである。この注記は、本家の脇に位置し、弟子の筆頭たる家といった意味であろう。自身が初代伝蔵として創始した家ながら、本家の養子になった際に一旦は絶えた家なので、数年後に名跡を継がせた弟を分家としては認めないのが、四世三郎右衛門の立場だったことを推測させる、格付け風の肩書のように思われる。相互に養子縁組を重ねるようになってからは、これほどに差をつけた格付けはできなかつたのではなからうか。それはともあれ、金春流大鼓伝書は実技主体の物も故実的内容の書も、他に存在を聞かない。もっと詳しく紹介したいようにも思うが、この書のような実技主体の伝書は紹介が至難であり、今はその場でもあるまい。存在を指摘するだけにとどめて置く。

前田綱紀つなのりが没した翌年の享保十年（三五）七月、六代目藩主前田吉徳よしのりが金沢に初入部した。その際の祝賀能（加賀藩で言う「規式能」）では、二日目（10月1日）に諸橋権進の（江口）、四日目（同6日）に宝生齋宮の（半蔀）、六日目（同21日）。寺方招請にも齋宮の（乱）を伝蔵が打ち、続く同二十五日の「勝丸様御祝儀」能でも（翁・難波）を打っている。わざわざ江戸からお供して金沢に来たのにふさわしい活躍ぶりと言よう。

右の享保十年の入国規式能の盛儀は、加越能文庫の多くの資料に番組・出演者等が記録されている。その中の、有沢森右衛門なる人が記録した「御能御囃子御番附帳」（享保十三年）は、冒頭が国人祝賀能の詳細な記録で、六日分の番組の後に「右御能御用相勤候／江戸京御当地之役者／且亦御細工方等之人／之名此所二書記置候事」と題して、出演者の禄高・役柄・年齢・宿泊所などを列記している（『金沢の能楽』96～99頁の「享保ごろのお手役者と町役者」がこの資料と同内容の別資料の名簿の翻印）。その連名の最初が「江戸御手役者」11人分で、その3人目（宝生齋宮・藤本太左衛門の次）に、左のごとくある。

五人扶持 大鼓 三十八歳  
金拾両 旅宿 袋町中條屋長助 金春伝蔵

〔資料W〕

こうした出演者連名の後に役人等の名を並べ、「右為後鑑相記置候者也」と大きく書いた後に、十一月二日に跡目相続を許されたり新規に拝領した役者の名を記し、最後に、「十一月十一日被仰付候」として、「金廿両御加増 都合三十両二五人扶持 金春伝蔵」と「金廿両御合力分 三宅藤九郎」「金十五両御合力分 三宅猪三郎」の三項を並べて、享保十年の記事を終えている。

享保十年の右の資料は、金春伝蔵家について多くのことを語ってくれる。まず二世伝蔵が「江戸御手役者」の中に加えられていることが、伝蔵が江戸在住のままで藩邸での能に出演する御手役者だったことを明示している。他の加

賀藩の能役者資料もそろって金春伝蔵を江戸の御手役者としており、それは幕末まで変わらない。実際の出演記録を見ても、享保十年の例のごとく特別な催しの際に金沢に呼ばれることも稀にはあったが、江戸の藩邸での催しへの出演が加賀藩における伝蔵家の業務の主体だった。明記した資料はないが、恐らくは初代伝蔵が元禄七年に12歳で召し抱えられた際の条件だったろう。同じ立場の御手役者が、宝生大夫分家の弥三郎家を初め九家ほどあった。他に竹田権兵衛など京都住の役者もあり、金沢と三つの土地に能役者を置いているのが、加賀藩の能の特色だった。玄人ではない金沢の町役者と区別して、藩から給与が出る玄人を「御手役者」と呼ぶ加賀藩の風習がいつ始まったかも、その語の厳密な語義も明確ではないが、初代が四百石を拝領した竹田権兵衛家のような、三代藩主利常時代から続く京都在住の家は、江戸や金沢の「御手役者」とは元来は別なのではなからうか。

資料Wは伝蔵の給与を五人扶持と金拾両としているが、それは資料Jが伝える初代が召し出された際の給与と同額である。資料Jは二世伝蔵自身の給与を「金三十両・五人扶持」としていたが、それは享保十年十一月十一日に金沢で二十両を加増された結果なのであった。Jの末尾にもそのことへの言及がある。後にはさらに二十両が加増されて五人扶持と判金五枚(＝五十両)になったが、五人扶持・金三十両が後代までの金春錦蔵家の基準給与だったと認められる。基準の給与を一律に支給するのではなく、未熟・若年の時には減額し、熟達すれば増額するなどして、能役者に技艺の向上に努めさせるのが、加賀藩の方針だったようである。

さて、資料Wは享保十年の二世伝蔵を「三十八歳」としているが、これは享保十七年に「四十七歳」としていたJの年齢書と合わず、2年若くなっている。どちらが正しいのであろうか。一方が実際の年齢、一方が藩に届け出た表向きの年齢といった関係もあり得ようが、Jが事実らしいことを思わせる別の資料が存在している。

加越能文庫の『元禄元文間能楽雑記』と題された袋綴半紙本一冊は、「編輯方」と刷られた罫紙が料紙であり、書

写は新しいが、前田家蔵の饗応関係の文書の写しで信頼し得る内容である。首部は元禄四年・十一年の記事、年次不明分や寛延元年の記事をはさんで末尾近くが「元文二丁巳」(三七)の記事で、正月廿一日・同廿五日の囃子番組に続いて、「神田御前様すけ姫様／三月廿五日御能御番組」と題記する、能八番(寢覚(宝生丹次郎)・忠度(内蔵允)・羽衣(御前田吉徳)・東岸居士(何次郎)・うとふ(備後守前田利章)・春日竜神(御)・弦上(宝生弥三郎)・祝言志賀(清九郎)・狂言四番(茶つぼ・仏師・不聞座頭・節分)の番組が記載されている。この催しのことは『政鄰記』にも言及があつて、前田綱紀の養女(実は浅野安芸守吉長の娘)で神田御前と呼ばれていた女性への馳走として確かに同日に催されたと確認できるが、その番組によると、(四世金春)三郎右衛門が(羽衣・うとふ)の2番、その嗣子三助(後の五世三郎右衛門)が(春日竜神)1番を打った他に、伝蔵が脇能の(寢覚)の大鼓を打っている。これも二世伝蔵の活動記録に加えて然るべきであろう。別に助十郎なる大鼓方が(東岸居士)を打っており、それが実は伝蔵の伴であることは、後に言及する。

右の『元禄元文間能楽雜記』の末尾は、「京都居住御役者」17名、「江戸居住御役者」13名、「金沢より当時罷越居申候者」7名の禄高と役名と姓名を列記し、江戸役者には年齢書をも添えた、「加賀藩能役者名簿」と仮称している内容であるが、それは同じ加越能文庫の江戸中期筆らしい折紙一枚の文書(分類167―番号172)と内容が一致し、両者は密接な関係にあるが、一枚物を冊子本が転写したたわけではないらしい。それはさておき、両文書に共通する役者名簿は、識語や年記の類がないものの、筆頭の竹田権兵衛の次に書かれた「竹田溪弥(タニヤと振仮名)」に「同人せかれ七歳」と肩書がある。この溪弥は、四世竹田権兵衛安胤の子で後に五世権兵衛となった安顛やすよしの若名である。彼は寛政十年に59歳で没しているので、その七歳は延享三年(一七六六)である。その頃に江戸でまとめられた役者名簿と考えるとよからう。「右金沢 当時罷越居申候者」の最初に書かれた「波吉宮門・波吉三蔵(宮門弟)・古沢幸助(狂言)」の三人は、延享元年に江戸藩邸での能に出演している。当時江戸で修行していたのであろう。延享三年は、前年六月に前田

吉徳よしのりが金沢で没したのを承けて七代目藩主となった前田宗辰むねとよが十二月に没しており、その相続披露の能などが江戸で催されていた。そんな際に作られた文書ではなからうか。その「加賀藩能役者名簿」の江戸役者の三人目に、

一 五人扶持

享保廿二年

大鼓

金春伝蔵

〔資料X〕

外判金五枚

とある。享保は二十一年四月に元文と改元されており、「享保廿二年」はおかしいが、他の三人にも同年の年齢を注し、別に元文三年・四年・寛保三年の年齢書もある。京都や金沢の役者には注されていない年齢書(竹田溪弥が例外)がなぜ江戸の役者にあるのかがわからないし、その年齢の年次が不統一なものも不審であるが、享保二十二年すなわち元文二年まで二世金春伝蔵が健在だったことを示す資料と評価してよからう。そして同年に「歳五十二」だったとするのは、資料Wの年齢注記とは合わず、資料Jのそれと一致する。Jが二世伝蔵自身の報告である点からも、その年齢書に従うのが穏当であろうが、それが表向きの年齢で、2歳若いことになるWの説が事実である可能性もある。一旦は中断した伝蔵家の再興を加賀藩に願い出る際に、まだ17歳なのに19歳とサバを読んで申請したことが考えられるからである。伝蔵家の相続にはそうした例が多いらしい。

資料Xは、伝蔵の俸禄を五人扶持と判金五枚(≡五十両)としており、享保十七年の資料J以後に二十両が加増されたことが知られる。前田吉徳のお気に入り役者だったらしい。

その資料Xに続けて書かれた江戸役者の末尾四人は、給与も年齢の記載もない俵たちで、四人とも前に父親の名が掲出されている。その後継者で何かの催し(元文二年の能など)に一緒だったがゆえに名が書かれたのであろうが、その二人目に「伝蔵せかれ 金春助十郎」とあって、二世金春伝蔵に助十郎なる俵がいたことが知られる。元文二年三月二十五日の加賀藩邸の能で(東岸居士)の大鼓を「助十郎」が打っている由を先に紹介したが、それが「伝蔵せが

れ」に相違なく、恐らくは後の三世伝蔵であろう。そして「助十郎」なる通称は、四世以後の伝蔵にも若名として継承されたらしい。具体例に即して後に言及するであろう。

二世伝蔵が出演した享保十年の六代目藩主前田吉徳の初入部祝賀能から23年後の寛延元年（二七六）二月には、八代目藩主前田重熙しげひろの初入部祝賀の規式能が金沢で六日間にわたって盛大に催された。この時も金春伝蔵が金沢に下向し、初日（11日）に宝生弥三郎の〈東北〉、三日目（18日）に波吉宮門の〈松風〉、六日目（27日）寺方招請に諸橋権進の〈乱〉の大鼓を打っている（加越能文庫蔵の番組数種）。これが二世伝蔵ならば63歳になる。金沢まで下向するのが難儀なほどの高齢ではないが、すでに俵が成長しており、三世と世代交替していてもおかしくはない時期ではある。寛延元年の規式能に出演した伝蔵は、二世・三世のいずれであろうか。

広島の大鼓金春家伝来の『先祖法名扣』は、金春伝蔵家の人の分をも幾つか収めており、その最初の分が左の形である（法名の左右の没年・月日を下に移し、文字の大小を無視するなど、形を変えてある。以下の同書の引用も同じ）。

調響院督譽道益居士／ 宝暦八寅年／九月十八日／ 金春伝蔵／実名督益

〔法名甲〕

宝暦八年（二五八）に没したこの伝蔵が二世ならば、享年は73歳である。長兄の三世三郎右衛門が34歳没、次兄の初代伝蔵（四世三郎右衛門）が62歳没なのに比較すると長命に過ぎる感はあるが、伝蔵家分では最初に記載された法名なので（初代分は四代目三郎右衛門として収録）、これが二世の法名と考えていいのではないかと当初は思った。だが、その想定を拒否する法名が同じ『先祖法名扣』に収録されていた。同人の妻の分で、左の如くある。

心月院得悟妙教大姉／ 安永三甲午年／十月廿三日／七十九没／

金春伝蔵督益妻／道演娘名陸女／金春伝蔵陳元養母／

〔法名乙〕

安永三年（二七四）に79歳没ゆえ生れは元禄九年（一六九）になり、二世伝蔵より10歳若い。夫婦として不自然でない年齢差

なので、この法名は法名甲が二世伝蔵分であることの傍証になるかと思つたが、続く「道演の娘で名は陸女だった」との注記が、甲が二世伝蔵分ではないことを明示するものだった。「道演」とは元禄十六年に没した三世三郎右衛門勝氏の法名(招涼院夏屋道演居士)であり、彼は二世伝蔵の長兄である。長兄の娘たる陸女は二世伝蔵の姪であるから、彼女が二世伝蔵の妻のはずはない。従つて、法名甲は二世分ではなく、三世伝蔵と考えるべきであろう。となると、二世伝蔵がいつまで活動したかや、その没年がいつ頃かを示す資料はないことになる。還暦の年に没したと仮定すると延享三年(二七)になるが、それは資料Xを含む「加賀藩能役者名簿」が書かれたと推定される年である。その名簿に「伝蔵せがれ助十郎」の記載もあるだけに、その時にはまだ二世が健在だった可能性が強かろうが、名簿の江戸役者の分が元文二年の記録に基づくことも想定され、延享二年に健在だったとは言いきれまい。それから二年後の寛延元年の金沢での規式能にその助十郎の名がないのは、彼がすでに三世伝蔵を襲名していたことを思わせる。親子が健在で活動していたのなら、兩人が起用されて当然の大がかりのも催しだったからである。その当時すでに二世は没していたか引退していたと考えていいであろう。

### 三世伝蔵(督益)

三世は、助十郎の名でかなり長期に活動したのかも知れないが、伝蔵を襲名しての当主の期間が比較的短かつたらしい。寛延元年規式能の伝蔵が彼だったとしても、法名甲が伝える没年の宝暦八年までは10年に過ぎない。その法名甲によつて実名(諱)が「督益」(ヨシマス?・スケマス?)だったことが知られるが、享年不記なので、二世との続柄や年齢差が不明である。ただ、法名乙によつて妻が元禄九年生れと知られるので、彼もほぼ同年齢のはずである。二世との年齢差が十歳前後と小さい点から、当然、二世の実子ではなくて養子だったと推測される。『先祖法名扣』は安永三年十一月十六日没の「善立院方誉栄仙大姉」に「金春伝蔵督益娘」と注するが、これも享年の記載がなく、三世

の経歴推測には役立たない。三世伝蔵の時期が十年前後に過ぎなかったにしても、助十郎時代から数えると三十年以上の芸歴は積んでいたはずである。それなのに、その明確な活動記録を前述の（東岸居士）1番の他に何も見いだせなかったことを遺憾とする。彼が没する四年前の宝暦四年に五世金春三郎右衛門が大坂で催した五日間の勧進能は、大鼓をすべて金春流の役者が打ち、大鼓金春流総出演に近かったが（《中》30頁以下参照）、それにも金春伝蔵は出ていない。病弱だったのであろうか。

#### 四世伝蔵（陳元）

四世伝蔵（陳元）は、『先祖法名扣』に左の形で法名が記載されている。

心正院深誉道波居士／安永九庚子年七月廿四日／金春伝蔵陳元 六十四没 表向八六十三 遺骨大秀寺二

葬之／加笏金沢心蓮社二葬之

〔法名丙〕

法名・没年月日・俗名・実名・享年の他に葬地まで記した珍しい例で、安永九年（七六〇）64歳没から逆算して享保二年（七七一）生れと知られる。法名乙が三世の妻に「金春伝蔵陳元養母」と注しているから、四世も三世の実子ではなく、養子だったと解される。その養母との年齢差が21歳なので、養父との年齢差もほぼ同程度だったろう。遺骨を大秀寺（所在地不明。江戸での伝蔵家の菩提寺か）の外に金沢の心蓮社に葬ったのは、彼が金沢出身だったことを思わせる。この心蓮社は七世三郎右衛門が文化三年（八〇六）に前田家への謝辞を刻んだ「日東秦氏之墓」を建立した寺である（《中》48頁前後参照）。没年齢が「表向八六十三」というのは、養子縁組の際などに実際の年齢より1歳若く届け出たのが尾を引いてのことであろう。そうしたケースが実際には多かったようで、二世伝蔵の年齢について二種の伝えがあるのや、後に言及する六世の年齢についての異伝も、同種の事情に基づいている。

四世の場合は、当主としての活動期間が、43歳の宝暦九年（七五九）から没年までとすると21年間であるが、加賀藩関



係の演能記録が僅少なことは先代と同じく、その活動記録が稀である。安永二年五月十八日に十一代藩主前田治脩はるなかの家督相続披露の意味の老中等招請能(明和八年四月に相続したが、節約のため招請能は2年後に催した)が江戸藩邸で催された際に、(翁・高砂(観世大夫)・末広(鷲)・羽衣(金春大夫))に続く(祝言岩船(宝生弥五郎))の大鼓を金春伝蔵が打っているのが、探し出すことのできた彼の唯一の出演記録である。その招請能の遅延が示すように、加賀藩の財政状況が悪化し、江戸藩邸での催しが少ない時期ではあった。明和七年(七七)に同じ金春流大鼓方で観世座に所属する高井儀助が主催した大坂勧進能(次回に詳述)にも、大鼓は金春流が独占しているのに、金春伝蔵は出演していない。本家の弟子筋の高井家は伝蔵家とあまり交渉がなかったのかも知れない。

### 五世伝蔵

四世と五世の続柄は皆目不明である。『先祖法名扣』も五世以後の伝蔵家分を記載していないので、生没年も明らかでない。だが、『政鄰記』所載の番組によって、天明七年(七七)正月十六日に(三輪(宝生弥五郎)、同年三月十日に(和布莉(宝生大夫)、天明八年五月六日に(杜若(弥五郎)、同年十二月四日に(藤(諸橋権進)、同七日に(小鍛冶(宝生大夫)、寛政元年(七九)二月十六日に(鶴亀(□之丞)、同三月二十八日に(西行桜)を、江戸藩邸での催しに伝蔵が打っていることが知られ、四世没後に誰かが家督相続し、伝蔵を襲名して活動したことは確かである。

ところで、八世金春三郎右衛門の前身が金春伝蔵であり、弟の七世金春三郎右衛門改め弥門が没した翌年の文政十年(二七)に本家を継いで八世となり、名も伝蔵から三郎右衛門に改めたことは、11の同人の項に述べた。天保十四年の分限帳(資料R)に明記された「七十一」との年齢書に従えば安永二年(七三)生れになるが、それは表向きの年齢で、実はそれより四年先に生れ、嘉永三年に83歳で没したことをも前述した。この人を「本家伝蔵」と呼んでおこう。本家を嗣いだ伝蔵だからである。その「本家伝蔵」が五世なのであろうか。

五世の活動と思われる『政鄰記』の天明七〜寛政元年の出演記録当時、「本家伝蔵」は表向きの年齢では15〜17歳だった。活動を開始していい年齢ではあるが、〈三輪・和布刈・杜若・藤・西行桜〉という曲目がそんな少年ではないことを思わせる。従って、表向きの年齢を信じていた段階では、この5番を打った伝蔵は「本家伝蔵」の先代であると認定するのが穏当だろうと考えていた。四世と「本家伝蔵」との年齢差が57歳に及ぶ点からも、途中にもう一代存在したと見なすのが自然のように思えた。両々あいまって、天明末年〜寛政初年の伝蔵は五世、「本家伝蔵」は六世と、さほど迷うことなく推定していたのである。ところが、実年齢は四歳年上ということになると、19〜21歳になるので、〈三輪・西行桜〉などの5番を打てたか否かの判断が微妙になる。達者な若手ならば打てるだろうし、後代ほど曲柄と熟達度との関わりがうるさくなかったことも考えられるからである。とは言え、四世との年齢差は53歳で実子相続を想定できない大差であるし、やはりもう一代あったと考えるのがより自然であろう。そう考えて、「本家伝蔵」の先代が五世伝蔵だったとしておきたい。

天明七年から寛政元年にかけての活動記録のある五世伝蔵は、その後の記録が皆無に近く、いつ六世と交代したかもまったくわからない。彼が伝蔵家の当主だったろう寛政年間は、十一代藩主前田治脩はるなかがあまり能に熱心ではなく、加賀藩の能楽も総じて不振だった。その治脩が隠居して子の斉広なりなかが十二代藩主となった享和二年（一八〇二）頃に、五世から六世への世代交替があったものと考えて、恐らく大過ないであろう。

### 六世伝蔵

前述の「本家伝蔵」は享和二年には表向き30歳、実年齢34歳になっていた。五世の家督を相続していて当然の年齢ではあるが、相続したことを示す資料があるわけではない。先に八世三郎右衛門（すなわち「本家伝蔵」の加賀藩御手役者時代の活動を考察した際には、享和二年の〈胡蝶〉の囃子や文化八年の金沢での規式能の「伝蔵」を安直に同人と認

定したが、それは伝蔵家の歴代のことを詳しく調査する気持を持たなかった段階での大雑把な把握に基づいている。先代との交代時期が不明なのであるから、それが四世伝蔵の可能性もあると考えるのが、厳密な態度であろう。しかし、文化八年に「本家伝蔵」がすでに表向き39歳であることなどから、四世よりは五世である可能性がより高いとは言えるので、金春伝蔵家のことをも精査することにした段階でも、文化八年の伝蔵を五世と見なす見解を変更する必要はないだろうと、当初は考えていた。だが、その見解を否定するかのような記録が別にあつたのである。

繰り返しになるが、「本家伝蔵」は、本人の公儀への報告たる天保十四年の資料Rの年齢注記によれば安永二年生れで、文化八年には39歳になる。ところが、『金沢の能楽』が文化八年の規式能の記事に続けて一四六頁以下に「文化のお手役者と町役者」と題して翻印している「文化八年加賀藩能役者名簿」(仮称。能楽研究所が撮影した加越能文庫蔵の資料には含まれていないが、加賀藩の確かな資料であることは明白な内容)の中に、

江戸 大鼓五人扶持小判三十両 四十三  
金 春 伝 蔵 金春

〔資料Y〕

とあつて、文化八年の金春伝蔵の年齢を「四十三」としているのである。それだと明和六年(其五)生れになり、本人の年齢書によれば「本家伝蔵」が安永二年生れなのと4年も食い違う。これをどう考えるべきか、あれこれ迷った。

最初は右の資料の年次を疑った。筆頭に書かれた竹田権兵衛には「歳二十八」と注されているが、それは『金春古伝書集成』所収の「竹田権兵衛家系図」が六世の安居を「安永四年生／文政九年二月六日歿」としている(文化八年には37歳)のと合わない。それでこの能役者名簿全体が約十年溯る時期のものではないかと疑ったのである。だがこの点は、「竹田権兵衛家系図」の「安永四年生」が「天明四年生」の誤りであつた。同書の系図の基礎資料についての注記の中に裏付けとなる記事が含まれ、文化八年の竹田権兵衛は確かに28歳なのであつた。「三宅藤九郎 四十三」な

ど、他にも系譜などから正しいことが確認できる年齢書が幾つかあって、資料Yを含む能役者名簿の年齢注記は事実を伝えていると考えざるを得ないのである。

資料Yの存在に気づいた当時は「本家伝蔵」の表向き年齢を疑っていなかったもので、「四十三」の年齢注記が正確なもののらしいと認識してまず考えたのは、文化八年の規式能に出演した金春伝蔵は「本家伝蔵」ではなく、まだ健在だった五世であろうということだった。むろん六世（本家伝蔵）への世代交替は同年以後ということになる。しかしながら、先代と次代との年齢差が4歳に過ぎないのはかなり不自然である。弟が兄の養子として家督を嗣いだ時などに生じるケースではあるが、その場合はまた、もう39歳にもなっていた養子が晴れの祝賀能に出演していないのがおかしいとの疑義が生ずる。現に同じ名簿によると、ツレ役の松井十左衛門、ワキの尾上万次郎、笛の藤本養五郎、小鼓の中林吉左衛門は江戸から、ワキの山田佐左衛門、笛の山本甚右衛門は京から、伴を伴って金沢に来て親子が出演している。「本家伝蔵」が出ていないのはすこぶる不自然なのである。五世が43歳にもなつて後嗣を定めていなかったことも想定しにくいし、Yが伝える「四十三」の年齢の周辺は何かウサンくさい、と感じるようになってきた。

そこで想起したのが、資料Rが幕府への報告であり、資料Yが加賀藩の記録であるという差である。同じ伝蔵が別々の年齢を届け出ていたこともあり得るのではなからうか。すでに見たように、「本家伝蔵」は弟の家督を継承するという異例の形で、老境になってから本家当主になった人物である。家督継承を認可された文政十年には実は59歳だったが、養子縁組としては異例の高齢である印象を極力和らげなかったものの、没した先代の兄であるのは周知のことだったのでそれ以下にはできず、先代よりは1歳だけ年上の55歳ということにして願ひ出た、といった類の工作は十分あり得よう。二世伝蔵が実年齢より2歳年長に届け出ているらしいこと（110頁）や、四世伝蔵が1歳若く届け出ていた（113頁）という前例も、右の推測を可能性の高いものに感じさせた。何か裏付となる資料がないかと探し初めて

気づいたのが、『先祖法名扣』の最後に追加された形の八世金春三郎右衛門(〓本家伝蔵)の法名への年齢注記であった。嘉永三年(二八五)の法名に注された「行年八拾三歳」の年齢書が、天保十四年(二八四)の「七十一」とは符合せず(そのことの確認を怠ったまま当初稿は書き終えていた。現形は書き直した形)、文化八年(二八二)の「四十三」とは符合するところを確認して、ようやく表向き年齢と実年齢との4歳の差を確信できたのである。恐らくは推測通りの工作に起因するズレであつたらう。

文化八年以後本家を相続するまでの六世伝蔵の活動記録はほとんど把握できない。漸次詳細な能番組を転載するようになっていた『政鄰記』は文化十二年までで記事が終わり、加越能文庫に多く残存する能番組はほとんどが金沢での演能で、それに伝蔵の名はないから、文化八年の規式能以後に六世が金沢を訪れる機会はなかつたらしい。文政十年に本家を相続した以後の活動については、八世三郎右衛門の項を参照されたい。七世三郎右衛門が文政九年(二八六)十二月二十八日に没した後、翌年十月五日に伝蔵が江戸城奥能で初出演するまでの間に、実兄たる分家当主が弟の家督を嗣ぐ異例の相続のための手続きが進められたのであろうが、その間の経緯を示す記録はまったく管見に入らない。文政十年の間は旧名伝蔵のまままで出演していることが、改名を願ひ出る暇もない俄かの後継者決定だったことを想像せしめるだけである。

### 七世助十郎(伝蔵)

六世がにわかには本家を相続することになった時、当然加賀藩に願ひ出て許可を得たろうが、その際に分家の後嗣についての願ひ出も付随したであろう。その経緯も不明であるが、六世伝蔵の後を承けて活動していると認められるのは金春助十郎であった。六世伝蔵との続柄が明らかでないが、二世伝蔵に「助十郎」なる伴がいたことは先に紹介した。あたかも本家の三郎右衛門家の歴代が始めは「三助」と名乗ることを例としていたごとく、伝蔵家が当主とな

る以前の若名に「助十郎」を用いたことが十分考えられる。それが記録に現れないのは、資料不足と養子相続が続いた事実とが重なったことと思われる。本家を継いだ文政十年に六世がすでに59歳で、成人した男子がいて当然であることから、助十郎は六世の実子だった可能性が高いのではなからうか。

その助十郎の名を演能記録に見いだしたのは、十年程前に高知県立図書館蔵の『諸家能組(乙)』の中の「文政十二年／南部信濃守殿／能組」と見出しのある(西王母・巴・熊野・鍬輪・熊坂・藤戸・鞍馬天狗・殺生石・融・頼政〔好〕)と続く番組の中の、傍線の3番の大鼓の打ち手としてであった。同じ資料の他の番組の多くが月日だけで年を記さない形なのに、年だけで月日がないことを初め、この能番組には奇異な点が多く、シテ・ワキ・囃子方の多くが見慣れない素人くさい名で、その多くの名に朱点が打たれ、番組の末には「右朱ノ印有之者／南部侯家来」と注記があった。助十郎にはその朱点がないので、同様に朱点のないワキの(宝生)万作、笛の(寺井)久八郎、大鼓の(高井)兵助と同じく、南部藩に出入りしていた玄人と見当はついたが、金春姓のことすら知らずにいた。本稿のための調査で再び同じ番組の同人の名に遭遇して、今度は気づいた。そして念のため『南部藩能楽史』(千葉常樹著。戦前の『宝生』に連載され、昭和31年盛岡宝生会刊)をひもといた所、同書51頁に

文政十二年六月能楽関係者四十余名が江戸に於て次の通り夫々専門の職分へ分属入門せしめられ芸道の修練上達を督励された。蓋し斯の如く大挙しての入門稽古は正に空前の事例と謂うべきであろう。

との文に続いて、41名の藩士の名と師匠の名が役柄別に列記されていた。資料名を略してはいるが、信頼できる南部藩の古資料に基づく簡潔で的確な論を展開しているのが同書の特色で、文政十二年の資料も十分信頼できるが、その大鼓方の項によって、「相羽竜太・美濃部喜代治・歌書典」の三人の藩士が「金春助十郎」への入門を命じられたことが知られる。前述の文政十二年の南部藩邸での能は入門を命じられた藩士と師匠が出演しての稽古会に近い催しら

しく、右の三人の藩士の内の喜代治が〈西王母〉、典が〈殺生石〉の大鼓を打っている。もう一人の竜太も同年十二月の南部邸の囃子で〈加茂〉を打っている〔南部藩能楽史〕54頁から、入門とは言っても初めて稽古するのではなく、すでに稽古を重ね、藩の催しにしばしば出演していた能系の藩士の格付けのための処置だったことが知られる。もっと早くから金春助十郎が南部藩邸に出入していたと見ていいであろう。南部藩は十万石の小藩なのに能楽に力を注いだことで知られるが、延宝(二七三)頃にそうした風潮を生み出した南部信濃守重信時代から宝生鼻肩だった。その宝生大夫と縁の深い金春三郎右衛門流が南部藩の大鼓方として早くから採用されていたのではあるまいか。

右の南部藩での記録は、七世が家督を継承したであろう文政十年か十一年の直後である。間もなく家の当主の通称たる伝蔵を襲名したと思われるが、その時期は明らかでない。没年すら判明しないし、彼が伝蔵家の最後の当主だったのか、もう一代続いたのかも認定困難なのである。仮に父の六世伝蔵が59歳で本家を継いだ時に嗣子の助十郎が30歳だったとすると、明治維新に彼は71歳になる。伝蔵の子で本家の九世となった金春錦蔵が生れた天保十年には42歳である。まだ子が生れておかしくない年なので、錦蔵の父が七世伝蔵(前名)で、伝蔵家は彼の代に維新に遭遇して絶えた、と考えることも十分可能である。だが、文政十年に七世が37歳(父が22歳の時の子)だったとすれば、天保十年(二八五)には50歳になって錦蔵を生むことができたか否かが疑われることになる。錦蔵が七世の子か孫かの認定が微妙な年齢関係なのである。

出演記録が豊富ならば、その活動の跡をたどることによって世代交替の時期なども推測できようが、それは依然として少ない。年月が判明する分に限定すると、『諸家能組(甲)』によれば卯年(天保十四年)三月十五日の松平安芸守邸での能に伝蔵が〈加茂物狂・枕慈童〉の大鼓を打っているのと、弘化五年(二八〇)二月からの宝生大夫江戸筋違橋勧進能で、四日目に〈自然居士〉、六日目に〈翁・西王母〉、八日目に〈祝言弓八幡〉、十一日目に〈大会〉、十三日目に〈昭君〉の

計5番を担当したのと、嘉永五年（二八五）閏二月廿五日に加賀藩江戸上屋敷で催された「天満宮九百五十年神忌能」に、宝生大夫がシテの（姨捨）を打っているのと、三種計8番しか探し出せなかったのである。弘化勸進能の時の役割が意外に軽く、弟子筋の敷村辰之助（金沢の敷村清蔵の子で彦根藩の大鼓方）が同じく5番ながら（八島・藤栄・藤戸・翁・邯鄲）なると比較しても遜色が感じられたので、当時若かった（七世ではなく代替わりしていた）せいかと疑ったりもしたが、4年後の嘉永五年に老女物の（姨捨）を打っているのは逆にかなりの年齢だったことを思わせる。演能記録から世代交替を推測はできないわけで、七世が三郎右衛門家九世の錦蔵の父であり、彼が幕末まで伝蔵家の当主であり続けたものと考えてゆくことにしたい。

嘉永五年以後、明治維新を迎えるまでの間の金春伝蔵の動静については、加越能文庫蔵『御番附』（文政八年正月ヨリ）によって、安政五年（二八五）四月十三日に江戸藩邸の能（右近（御・齊泰）・箴（小三郎）・夕顔（筑前守様・慶寧）・石橋（飛騨守様・大聖寺利邇）・照君（宝生大夫）・祝言（次郎三郎））で（石橋）の大鼓を打ち、翌安政六年九月廿七日の藩邸内の東御居宅での殿様主体の催して筑前守（嗣子の前田慶寧）の（一角仙人）と御能（齊泰）の（乱）を打ったのを把握しただけである。『金沢の能楽』によると、金沢では安政三年五〜六月の十日間にわたる前田齊泰中納言任官祝賀能など大掛りな催しもあったが、江戸の藩邸では、上記の二度の催しのような殿様の慰みのための催しが時々あるだけだったようである。江戸城での能も文久二年（二八六）三月の分が最後だった。それから六年後に明治維新となり、式楽としての能楽は終焉の時を迎えたのである。

だが、維新直前の慶応四年四月に、加賀藩は江戸在住の御手役者たちに金沢移住を命じた（『金沢能楽会百年の歩み（下）回顧と展望』〔平成13年、金沢能楽会〕36頁参照）。幕末の混乱の中で突如そうした方策が採用された理由はよくわからない。表向きは節約のためだったにしても、慶応二年に隠居して金沢の金谷御殿にいた旧藩主齊泰なりやすの意向が強くは



たらいでの決定であったろう。時流を洞察できず、かつての隠居後の藩主のごとく能三昧の生活を今後も続けられると考えての、自分の相手をさせるための移住強制ではなかったろうか。翌年の大がかりな催しがそれを思わせるのである。その苛酷な命令にどの程度の人が従ったかは明確でなく、観世流小鼓の観世辰三郎のように金沢に下らなかつた役者もいた〔能楽諸家由緒書〕所収「観世新三郎由緒書」加筆が、加賀藩からの扶持を主な収入としていた役者は従わざるをえなかつたであろう。金春伝蔵は命令に従って金沢に移った一人である。

明治二年正月十五日、金沢の巽御殿で齊泰の母(十二代藩主齊広の妻)真竜院の八十の賀の宴が催され、池の船中や御殿の舞台で囃子・一調・連管などがしきりに演奏された。藤本純吉氏「もしほ草」〔能楽時報〕明治44年7月の記事に基づく当日の番組を『金沢の能楽』が転載しているのによれば、伝蔵は齊泰の〈巻絹・昭君〉と安之助(後の宝生嘉内)の〈鷲〉の大鼓を打ち、乱囃子(乱能風の役を違えた囃子)の〈養老〉の小鼓を担当して興を添えている。同年二月十三日にも野村舞台で宝生安之助の〈鷲〉を打っており〔『金沢の能楽』二二六頁〕、彼は確かに金沢に移っていたのである。同年四月一日・二日に卯辰山観音院で恒例の能が催された。二五〇年も続いて金沢の庶民に親しまれた観音院能も翌年からは実施されず、明治二年分が最後になったが、藤本文庫蔵『両御神事古今御番組』〔『金沢の能楽』二二六頁に掲載〕によると、二日分の最後の、波吉宮門がシテの〈狸々〉の大鼓が伝蔵だった。他の役者は昔からこの能に出演した金沢の役者ばかりなのに移住直後の伝蔵が参加したのは、この〈狸々〉が習い物の〈七人狸々〉だったせいらしい。ツレの名が六人も書かれている。

右の明治二年の金沢での出演記録を最後に、金春伝蔵の消息はプツリと絶える。金沢への移住を命じた藩が維新後にどの程度の援助を与えたかは不明であるが、住居もないのに金沢に移り、維新後の社会変動で能どころではなくなった状況下で、伝蔵らが生活に困窮したことは言うまでもあるまい。藩からの多少の援助があったにしても、明治

五年からは能役者への扶持を打ち切るのが全国共通の現象で、加賀藩もそうだった。明治四年七月に廃藩置県が決定され、翌年にかけて藩自体が消滅してしまったし、旧藩主らも東京に移住した。金春伝蔵が金沢で生計を維持することはもはや不可能だった。転業したとか東京に戻ったとかの情報も皆無である。加賀藩御手役者として百七十年続いた大鼓金春伝蔵家は、明治二年（一八六九）の記録を最後に断絶してしまっただのである。

なお、次項に引用する敷村鉄太郎の明治四十四年の談話筆記に、子供の時分に金春伝蔵が来たことを記憶している由の発言がある。敷村鉄太郎は慶応三年生れなので、彼が金春伝蔵の来訪を記憶することのできた「子供の時分」を数え10歳頃とすると、それは明治九年になる。もっと幼かったとしても、明治五年以後であろう。明治二年で記録は絶えるものの、錦蔵はあと数年は金沢近辺で生活していたかのようである。

### 【15 金沢の敷村家】

右に言及した敷村鉄太郎が最後の人となった金沢の敷村家は、金春伝蔵の弟子筋の家であった。「能楽資料集成」19『能楽諸家由緒書』所収の同家由緒書によると、同家は前田利家の時から仕えた旧家で、刀鍛冶を業務として八代続いたが、八代目の敷村八大夫が大鼓をも兼ね、九代目の敷村彭助之貞が刀鍛冶職を返上して幼少から大鼓に専念し、金春流大鼓方になった。文化八年の規式能の記録では「御当地御手役者」の中に「大鼓三人扶持／敷村嘉六郎／四十六／金春」として登載されている。嘉六郎が彭助と同人であることは確かであるが、なぜか番組にも両様の形で出てくる。確認できた「彭助」名義の出演記録は江戸の藩邸での催し（年月不明）なので、加賀と江戸で名を使い分けたのかとも疑ったが、そうではないらしい。江戸で「嘉六（郎）」と呼ばれている次のような記録もあるのである。

敷村嘉六郎は熟達した技量の持ち主だったらしく、七世金春三郎右衛門は加賀藩が嘉六郎に金春姓を許すことを条

件に免許皆伝を与える意図を持っていた。《中》58頁に引用し資料Q（『安住行状之大概』文化十三年三月十二日の記事）からそのことが知られる。そこに「加笏町役者嘉六と申者」とあるのが敷村嘉六郎のことである。文化十三年（一八二六）の金春姓付与話はなぜか実現しなかったが、評価が高かったからこそ出てきた話だったろう。この嘉六郎（彭助）は天保十二年（一八四一）に76歳で没した。

その聳養子の敷村清蔵は、家督相続の際に町役者の身分に格下げされたが、彼も有能だったらしく、幕末・明治初年の金沢の能にはほとんど出演している。子福者だったが、天保十四年に次男竹之助を水戸藩の斉田甚四郎（同家七世喜兵衛一則〔次回に言及〕の次代であろう）の養子に出し、弘化二年（一八四五）に三男が金沢の町役者で同じ金春流大鼓役だった土屋長五郎の養子となって土屋永太郎と名乗った。しかも翌弘化三年に長男の辰之助が彦根藩主井伊掃部頭に召し抱えられたため、嗣子不在の状態になってしまった。そこで、三男の子の鉄太郎を嗣子とし、明治五年に死去した。

敷村鉄太郎の実父の土屋永太郎は、幕末から明治初年にかけて実父清蔵と一緒に金沢で活動しており、一四四年続いた久保市乙剣宮の奉納囃子の最後の分、明治二年九月三日の5番の囃子の大鼓は、清蔵が2番、永太郎が3番で、親子だけで担当している。が、どんな経緯でいつからなのか明確でないが斉田姓になり、名も永太郎から千十二に改めた。子の鉄太郎も後に引用する談話の中で父をもっぱら「千十二」の名で呼んでいる。「千十二」は別項（17 斉田姓の人々）に述べるごとく水戸藩の斉田家の別家の元祖の通称である。それを襲名したのは、同家をなんらかの形で継承したことを示している。水戸の斉田本家の養子となっていた長兄などの斡旋で、幕末に加賀藩江戸役者に加わった斉田別家の名跡を、明治五年の戸籍法施行の頃に継いだのではなからうか。彼については「17 斉田姓の人々」の中でも触れることになろう。明治三十年（一八九五）没らしい（『金沢の能楽』二六七頁）。

敷村鉄太郎は慶応三年正月五日に生れた（敷村美津江氏御教示）。彼の経歴については、金沢で発行されて二年余続

いた能楽雑誌たる『能楽時報』一卷六号（明治44年9月号）に掲載された同人名義の「金春流大鼓のこと」が、実質は談話筆記で、敷村家の素性についても参考になる。全文を引用しておこう。（振仮名を大半省略、漢字の字体変更）

私の先祖は前田家三代利常公の御時に、飛騨の国から出た刀鍛冶であつたのであります。夫が何うしたところか、刀鍛冶を廃めて大鼓をやるやうに成つたのだそうですが、多分其の道が好きであつたのでありませう、流儀は金春流であります。大鼓には石井流、葛野流、金春流、大蔵流など、ありますが、加賀藩には大蔵流だけがありませんでした。

私のまだ子供の時分でありましたが、金春伝蔵といふ人が来たことを記憶して居ります、この人は家元の別家で、前田家江戸居住の役者でありましたが、私の父千十二が、此人から金春流の事は悉皆伝受されたのであります。

金春流の家元は三郎右衛門と申しましたが、只今のところでは廃絶して居りますので、丁度小鼓の観世流と同じやうな有様に成つて居ります。

私の家は、彭助から清蔵、清蔵から私と、斯うなつて居りますが、清蔵といふは実は私の祖父に当りますので、私実父は千十二であります。父は理由あつて同流の土屋姓を名乗り、土屋栄太郎と申して居りましたが、これはホンの少時でありまして、其後斉田栄太郎と變つたのであります。やはり江戸居住の前田家の役者であります、頭取役を勤めて居りました。

祖父清蔵の長男で、即ち私の父の兄に当りますのが懐道と申しまして、江戸に居る中に伊井様に招かれて彦根の役者となりました。

私の経歴などはお話する程のものではありません。私の稽古は幼少の頃から、私の父千十二の手一つで遣つ

て呉れましたのです。七歳くらゐの時に始めて十四五歳の頃まで続けたのですが、其後能州の地方へ参りましたから中絶して、又二十歳頃から五ヶ年程稽古を致しました。この五年間の稽古で怎うやら物に成つたのでありません。十四五歳までは、能といつても数へるくらゐしか出ませず、囃子などにばかり出てゐました。子供の時は自分から進んで遣らうといふ興味がありませんから、父に言はれて渋々稽古して居るやうなものでした。

右の文中に「能州の地方へ参りましたから」とあるのは、能登の郡役所に勤めて能界を離れていたことを意味しよう。『加越能楽』の佐野吉之助の芸談(昭和25年2月刊の式巻巻号分)に、先代が鉄太郎を能登から金沢へ寄び戻した由が語られている。確認できた鉄太郎の出演記録は、明治三十二年四月二十八日の尾山神社能楽堂での旧藩祖三十年祭奉納能初日に、翁・祝言能付き五番立能の四曲目の(鞍馬天狗)を打っている(『金沢の能楽』二六四頁)のが最も早い。『金沢能楽会百年の歩み(上)』収載の金沢の番組では、明治中期までの分が僅少なためか、明治四十一年十一月二十九日分が最初である。大正三・四年に囃子や祝言能を打っている敷村兼雄が鉄太郎の子だったが、第四高等学校在学中に病死し、後嗣もないまま、鉄太郎は大正十二年(一九二二)九月二十三日に没した。享年57歳である。長女道子が小鼓方の石浦他吉(後に小鼓観世流家元を継いで宮増豊好と改名)に嫁し、兩人の間に生れた次男石浦鉄男が敷村家を継承して敷村鉄雄と名乗ったが、小鼓方であった。その敷村鉄雄も平成九年四月十九日に満66歳で没し、今の能界の囃子方に敷村姓の人はいない。